西宮湯川記念賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基礎物理学分野における若手研究者の研究を奨励するため、理論物理学の分野において顕著な成果を挙げた若手研究者(当該年度の4月1日現在において40歳未満)に対し行う表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、西宮市長が理論物理学の分野において顕著な成果を挙げた若手研究者(当該年度の4月1日現在において40歳未満)に対し行うものとする。

(推薦)

- 第3条 被表彰者の推薦は、別に定める様式により、西宮湯川記念事業運営委員会設置及び運営に関する要綱に定める西宮湯川記念事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)及び西宮湯川記念賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)が選出した基礎物理学分野における専門家(以下「委員選出推薦者」という。)が行う。委員選出推薦者は、推薦すべき候補者があると認めるときは、地域学習推進課長に推薦書を提出するものとする。
 - 2 被表彰者を広く募ることを目的に、委員選出推薦者以外の学識者(以下「一般推薦者」という。)からの推薦を公募する。一般推薦者は、基礎物理学分野における専門家とし、推薦すべき候補者があると認めるときは、別に定める様式により、地域学習推進課長に推薦書を提出するものとする。

(被表彰者の選考)

第4条 被表彰者の選考は、選考委員会及び運営委員会の議を経るものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 西宮市長は、選考委員会及び運営委員会の選考結果を考慮し、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、西宮市長が賞状、表彰盾及び賞金を贈ることにより行う。

(庶務)

第7条 表彰にかかる庶務は、地域学習推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は西宮市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。